

総 税 市 第 3 2 号  
令 和 5 年 4 月 1 日

各 道 府 県 総 務 部 長 殿  
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 殿

総 務 省 自 治 税 務 局 長  
( 公 印 省 略 )

個人住民税の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の  
光ディスク等による調製及び市町村への提出等について (通知)

給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出及び市町村長と年金保険者との間における通知については、報告事項又は通知事項等に係る情報を、光ディスク又は磁気ディスクに記録し、提供する方法によることが認められているところですが、今般、令和5年度税制改正により、給与支払報告書等の提出義務者のうち eLTAX 又は光ディスク等による提出義務制度の対象とならない者が、給与支払報告書等の書面による提出に代えてその給与支払報告書等に記載すべき事項を記録した光ディスク等の提出をするための要件であるその者が受けるべき市町村長の承認が不要とされたところです。

これを踏まえ、「個人住民税の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等による調製及び市町村への提出並びに特別徴収税額通知 (特別徴収義務者用) の作成等について (通知)」(令和4年4月1日付総税市第23号) (以下「令和4年4月通知」という。) について、下記のとおり改定し、これに伴い、令和4年4月通知は廃止しますので、この旨及び特別徴収義務者等への周知に遺漏なきよう貴都道府県内の市町村に対し御連絡願います。

なお、本通知は地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第245条の4 (技術的な助言) に基づくものです。

## 記

第1 地方税法 (昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第317条の6第5項第2号の規定に基づく給与支払報告書の光ディスク又は磁気ディスク (以下「光ディスク等」という。) による調製及び市町村への提出等

法第317条の6第5項第2号の規定に基づき、給与支払報告書を光ディスク等で提出する場合については、以下によるものであること。

### 1 光ディスク等の規格等

給与支払報告書を光ディスク等により調製する場合の光ディスク等の規格

及びファイルの仕様は、全国的に統一するため、別紙1によるものとし、レコード内容及び作成要領は、別紙2によるものとする。

## 2 給与支払報告書の提出等

給与支払報告書が光ディスク等により調製され、提出される場合には、書面による給与支払報告書の提出は不要となるものであること。

なお、提出された光ディスク等の保管には万全を期するものとし、その保管年限等の管理方法は別途定めておくこと。

## 第2 法第317条の6第7項の規定に基づく給与支払報告書の光ディスク等による調製及び市町村への提出等

法第317条の6第7項の規定に基づき、給与支払報告書を光ディスク等で提出する場合には、以下によるものであること。

### 1 光ディスク等の規格等

給与支払報告書を光ディスク等により調製する場合の光ディスク等の規格及びファイルの仕様は、全国的に統一するため、別紙1によるものとし、レコード内容及び作成要領は、別紙2によるものとする。

### 2 給与支払報告書の提出等

給与支払報告書が光ディスク等により調製され、提出される場合には、書面による給与支払報告書の提出は不要となるものであること。

なお、提出された光ディスク等の保管には万全を期するものとし、その保管年限等の管理方法は別途定めておくこと。

## 第3 法第317条の6第6項第2号又は第3号の規定に基づく公的年金等支払報告書の光ディスク等による調製及び市町村への提出等

法第317条の6第6項第2号又は第3号の規定に基づき、公的年金等支払報告書を光ディスク等で提出する場合には、以下によるものであること。

### 1 光ディスク等の規格等

公的年金等支払報告書を光ディスク等により調製する場合の光ディスク等の規格及びファイルの仕様は、全国的に統一するため、別紙3によるものとし、レコード内容及び作成要領は、別紙4によるものとする。

なお、法第 317 条の 6 第 6 項第 3 号の規定に基づき、地方税共同機構（以下「機構」という。）を経由して公的年金等支払報告書を提出する場合については、機構が定めた情報交換媒体作成仕様書に従って調製した光ディスク等を機構に提出することによって行われるものであること。

## 2 公的年金等支払報告書の提出等

公的年金等支払報告書が光ディスク等により調製され、提出される場合には、書面による公的年金等支払報告書の提出は不要となるものであること。

なお、提出された光ディスク等の保管には万全を期するものとし、その保管年限等の管理方法は別途定めておくこと。

## 第 4 法第 317 条の 6 第 7 項の規定に基づく公的年金等支払報告書の光ディスク等による調製及び市町村への提出等

法第 317 条の 6 第 7 項の規定に基づき、公的年金等支払報告書を光ディスク等で提出する場合については、以下によるものであること。

### 1 光ディスク等の規格等

公的年金等支払報告書を光ディスク等により調製する場合の光ディスク等の規格及びファイルの仕様は、全国的に統一するため、別紙 3 によるものとし、レコード内容及び作成要領は、別紙 4 によるものとする。

### 2 公的年金等支払報告書の提出等

公的年金等支払報告書が光ディスク等により調製され、提出される場合には、書面による公的年金等支払報告書の提出は不要となるものであること。

なお、提出された光ディスク等の保管には万全を期するものとし、その保管年限等の管理方法は別途定めておくこと。

## 第 5 法第 321 条の 7 の 11 の規定等に基づく機構を経由して行われる市町村長と年金保険者との間における通知の方法等

法第 321 条の 7 の 11 の規定等に基づき、機構を経由して市町村長と年金保険者との間で行われる通知について、当該通知事項に係る機構と年金保険者との間の情報交換は、機構が定めた情報交換媒体作成仕様書に従って行われるものであること。

なお、通知に当たっては、総務大臣が定める技術基準に従うものとする。

## 第6 他市町村分のデータが混在していた場合の処理

光ディスク等により特別徴収義務者等から提出された給与支払報告書、公的年金等支払報告書又は老齢等年金受給者情報に、他の市町村において課税又は把握すべき給与所得者又は年金所得者に係るものが含まれていた場合には、当該特別徴収義務者等にその旨を連絡するとともに、関係市町村が判明した場合には、別紙5により当該関係市町村長に通知するものとする。

なお、この通知を受けた市町村においては、必要に応じて当該特別徴収義務者等と協議のうえ、所要の措置を講ずること。